

給付奨学金及び貸与奨学金の審査における早生まれの者の取扱いに関する Q&A

1. 扶養控除の早生まれ対応について

Q1 この取扱いはどういうものですか。

A1 日本学生支援機構の給付奨学金の審査(支援区分の判定)に用いる「支給額算定基準額」や貸与奨学金の審査に用いる「貸与額算定基準額」の算定において、早生まれである奨学金申込者あるいは奨学金利用者と、同学年の早生まれでない者を同様に取り扱うものです。

Q2 「支給額算定基準額」「貸与額算定基準額」とは何ですか。

A2 「支給額算定基準額」は、日本学生支援機構の給付奨学金の支援区分の判定に用いる、税情報をもとに算定した金額です。「貸与額算定基準額」は、日本学生支援機構の貸与奨学金の採用等に用いる、税情報をもとに算定した金額です。両者の算定方法は若干異なりますが、いずれも早生まれの者を対象とした控除が適用されます。

Q3 税情報とは何ですか。

A3 奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人及びその生計維持者に係る市町村民税の情報です。

Q4 扶養控除とは何ですか。

A4 市町村民税の根拠となっている地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める、納税者が一定の条件を満たす親族を扶養している場合に適用される控除です。

Q5 支給額算定基準額や貸与額算定基準額の計算式に、扶養控除と書いてありません。どのように計算しているのですか。

A5 支給額算定基準額や貸与額算定基準額の計算に用いる「課税標準額」は、収入や所得の情報から扶養控除等の所得控除(納税者の属性等に応じて控除される金額)を差し引いた後の金額です。このため、計算式内に扶養控除と書いていなくても、これらの算定基準額の計算には扶養控除の控除額が影響します。

Q6 早生まれとは何ですか。

A6 ここでは、生年月日が1月2日から4月1日の間にある者を指します。例えば、令和8年 10月～令和9年9月の間に判定される給付奨学金の支援区分や貸与奨学金の採用結果に適用されるのは生年月日 2007 年1月2日～2007 年4月1日の者になります。

Q7 早生まれの対象となる誕生日が1月1日ではなく1月2日なのはなぜですか。同様に、3月31日ではなく4月1日なのはなぜですか。

A7 年齢計算ニ関スル法律(明治35年法律第50号)により、誕生日の前日に年齢が加算されることになっています。例えば1月1日生まれの方は、12月31日時点で見ると、既に加齢されていることになります。

Q8 どのような場合に適用されるのですか。

A8 以下①～③のすべてを満たす場合に適用されます。

- ① 奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人が、本人のいずれかの生計維持者の扶養控除の対象(控除対象扶養親族)になっていること。
- ② 奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人の扶養控除の対象(控除対象扶養親族)と判定された時点の年齢が18歳であること。
- ③ 奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人が早生まれであること。

Q9 なぜこのような取扱いが必要なのですか。「同様に取扱う」とはどういうことですか。

A9 まず、扶養控除の仕組みから説明します。

扶養控除は、対象者(控除対象扶養親族)の年齢によって控除額の区分が異なります。特に、18歳と19歳で区分が変わり、19歳のほうが控除額は大きくなります。

また、扶養控除の年齢を判定する時点は、奨学金の審査を行う時点や学年の始期ではなく、税情報の年度(課税年度)の前年の12月31日となっています。

一方、学校の学年度は、一般的に4月から始まり、3月に終わりますが、年齢は学年度の初日(4月1日)で判定されます。

ここから、この税情報の判定の日(12月31日)と学年の判定の日(4月1日)の相違により、同じ年度の生まれ・同じ学年であっても、早生まれであるか否かによって、税情報における年齢が異なることになります。そして、扶養控除は18歳と19歳とで控除額が異なるため、この年齢の判定の相違がもとで、早生まれの者は同じ年度生まれ・同じ学年にもかかわらず、早生まれでない者と比べて控除額が少なくなってしまうのです。

支給額算定基準額や貸与額算定基準額の計算に用いる「課税標準額」は、収入や所得の情報から扶養控除等の所得控除を差し引いた後の金額ですので、控除額の少ない早生まれの者(控除額33万円)の方が、早生まれでない者(控除額45万円)と比べて、「課税標準額」が大きくなり、これらの算定基準額も大きくなります。その結果、同じ年度生まれ・同じ学年にもかかわらず、給付奨学金の支援区分が早生まれの者の方が下方の区分判定となったり、貸与奨学金の採否が相対的に不利な結果になったりすることがあります。

この取扱いは、給付奨学金や貸与奨学金の審査の際に、同じ年度生まれ・同じ学年にもかかわらず、早生まれの者と早生まれでない者の扶養控除額の差を無くし、早生まれの者が不利益を被らないようにすることを目的として適用するものです。

Q10 この取扱いを適用する根拠は何ですか。

A10 独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成 16 年政令第2号)を根拠としています。

Q11 誰に適用されるのですか。

A11 QA8の条件に該当する奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人を扶養している生計維持者の支給額算定基準額及び貸与額算定基準額を計算する際に適用されます。

Q12 何か手続きは必要ですか。

A12 手続きは必要ありません。生年月日により該当する者を判定して適用します。

Q13 具体的にどのような計算をするのですか。また、控除額の根拠はなんですか。

A13 支給額算定基準額及び貸与額算定基準額の計算において、課税標準額から 12 万円を控除します。これは、扶養控除の対象者(控除対象扶養親族)が 18 歳である場合の控除額 33 万円と、19 歳である場合の 45 万円との差額です。

Q14 私は現在 18 歳で早生まれです。適用されますか。

A14 現在 18 歳であるかどうかではなく、時点により適用の可否が決まります。

例えば、あなたが留年や浪人をせずに大学等へ進学した場合は、2年生秋の在学採用・2年生の適格認定・3年生春の在学採用の時期に適用されます。

また、あなたが1年浪人して大学等へ進学した場合は、1年生秋の在学採用・1年生の適格認定・2年生春の在学採用の時期に適用されます。

Q15 この取扱いが適用されると給付奨学金の審査において必ず有利になりますか。

A15 適用されることにより、本人を扶養している生計維持者の支給額算定基準額及び貸与額算定基準額が減少します。ただし、減少してもなお当該算定基準額が支援区分の判定の基準(例えば、給付奨学金の支援区分が第一区分のため支給額算定基準額の合計額が 100 円未満である等)に変わらない場合があるため、必ず採用されたり、必ず支援区分が変動したりするとは限りません。なお、この取扱いにより審査において不利になることはありません。

Q16 私ではなく私のきょうだいが早生まれですが、特例は適用されますか。

A16 この取扱いは、奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人にのみ適用されます。同じ年度生まれ・同じ学年における早生まれの者と早生まれでない者を同じ取扱いとするものです。この取扱いによりきょうだいで支援区分や採用結果の相違が生じる場合があります。

2-1. 特定親族特別控除の早生まれ対応について【令和8年度追加事項】

Q17 特定親族特別控除とは何ですか。

A17 所得税及び個人住民税(所得割)で受けることができる所得控除の一種です。従来、納税義務者に扶養親族がいる場合、その納税義務者には扶養控除が適用されていましたが、令和7年度税制改正により、合計所得金額が扶養の範囲を超える一定の範囲の所得を得ている19歳以上23歳未満の親族(特定親族)がいる場合においても、当該特定親族の合計所得金額に応じた控除が受けられる仕組みが創設されました。これ自体は国の税制上の制度であって、日本学生支援機構の制度ではありません。

Q18 今回追加された早生まれ対応の取扱いは何ですか。

A18 令和7年度税制改正により新設された概念である特定親族は、19歳以上23歳未満の者が対象になります。税制上の年齢判定は、12月末である一方、一般的な学年は4月始期・3月終期であることから、4～12月生まれの者と1～3月生まれ(早生まれ)の者とでは、同じ学年にもかかわらず同じ扱いがされないという扶養控除と同様の差が生じます(QA9参照)。これを是正するため、早生まれであることにより特定親族となることができない一定の者について、同様の取扱いをし、早生まれ対応の拡張を行うものです。

具体的には「子どもの数」「特定親族特別控除のみなし適用」の2点について、取扱い追加があります。

2-2. 特定親族特別控除のみなし適用について

Q19 何が追加となるのですか。

A19 奨学金申込者や給付奨学生本人が18歳早生まれに該当し、かつ、前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入金額123万円超188万円以下)である場合、税制上の扶養親族にも特定親族にもなれないため、生計維持者は本人について扶養控除や特定親族特別控除を受けることができません。この、同学年であるにもかかわらず早生まれであるかどうかによって判定に差が出てしまう状況を是正するため、奨学金利用(希望)者本人が早生まれの者に対し、「支給額算定基準額」や「貸与額算定基準額」の算定に際して、本人が特定親族であるとみなして、早生まれでない者と同等の控除を行うものです。

Q20 控除は誰に適用されるのですか。

A20 18歳早生まれであって一定の所得である奨学金利用(希望)者本人の奨学金の審査において、奨学金利用(希望)者本人の生計維持者の支給額算定基準額及び貸与額算定基準額を計算する際に適用されます。

Q21 具体的にどのような計算をするのですか。また、控除額の根拠はなんですか。

A21 支給額算定基準額及び貸与額算定基準額の計算において、生計維持者の課税標準額から 45 万円から3万円の範囲の定められた額を控除します。これは、特定親族特別控除の額と同じで、本人の合計所得金額に応じて控除額が決まります。(具体的な金額は下表のとおりです)

本人の合計所得金額(カッコ内は給与収入の場合の金額)	生計維持者の課税標準額から控除される額
58 万円超 95 万円以下(123 万円超 160 万円以下)	45 万円
95 万円超 100 万円以下(160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下(165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下(170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下(175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下(180 万円超 185 万円以下)	6万円
120 万円超 123 万円以下(185 万円超 188 万円以下)	3万円

【参考】早生まれの者(本人)への「特定親族特別控除」みなし適用イメージ(給与収入のみの場合)

年収	18歳	18歳早生まれ	19歳～22歳
123万円以下 (扶養親族)	33万円 (一般扶養控除)	19～22歳と同額の控除額にするため差額12万円を追加で控除 (QA13参照)	45万円 (特定扶養控除)
<u>123万円超</u> <u>188万円以下</u>	0万円 (控除対象外)	19～22歳と同額の控除額にするため差額45万円～3万円を控除	45万円～3万円※ (特定親族特別控除)

※ 特定親族特別控除の控除額は、特定親族の年収によって最大45万円から段階的に減します。

2-3. 子どもの数について

Q22 何が追加となるのですか。

A22 奨学金制度における「子ども」は、令和7年度以前は、生計維持者の扶養親族となっていた者が計上の対象となっていました。その後、令和7年度税制改正による特定親族特別控除の導入に伴い、特定親族のうち前年中の合計所得金額が 58 万円超 95 万円以下(給与収入金額 123 万円超 160 万円以下)の者も、「子ども」として計上できることになりました。

今回追加する対応は、税法上、特定親族となることができない 18 歳早生まれで前年中の合計所得金額が 58 万円超 95 万円以下(給与収入金額 123 万円超 160 万円以下)の者も、

「子ども」として計上できるようになるものです。

本取扱い、本人だけでなく、きょうだい18歳早生まれに該当する場合も計上の対象となりますが、きょうだいの早生まれについては機構で把握することができないため、適用のためには別途申告をしていただく必要があります。

Q23 早生まれの者がいる場合、全て対応が必要ですか。(どのような場合に申告が必要ですか。)

A23 この対応は、「子ども」の数え方にのみ影響するため、申告が必要な方としては、以下のような方を想定しています(以下、18歳早生まれで合計所得金額58万円超95万円以下であるきょうだいを「早生まれきょうだい」と記載します)。

- ・ 給付奨学金を希望している申込者や給付奨学生・・・「早生まれきょうだい」を含めると3人きょうだいになる場合(3人きょうだいであれば、「多子世帯」と判定され得ます)。
- ・ 貸与奨学金を希望している申込者・・・「早生まれきょうだい」をふくめると3人きょうだい以上になる場合(「子ども」の数が3人以上となる場合、1人増えるごとに貸与奨学金の多子控除の額が増加します)。

逆に、以下のような方は、申告は不要であるか、申告をしても影響がありません。申告をすることで申告内容に対する審査を要し、結果的に支援開始が遅くなる要因となり得ますので、ご注意ください。

- ・ 18歳早生まれかつ所得が58万円超95万円以下(給与収入金額123万円超160万円以下)である者が本人しかいない(本人については、申告が不要です)。
- ・ 「早生まれきょうだい」の申告をしても、2人きょうだいにしかならない。
- ・ 給付奨学金のみを希望している申込者や給付奨学生の場合で、「早生まれきょうだい」を除いても3人きょうだいの条件を満たしている(給付奨学金の場合は、4人以上のきょうだいとなる必要はありません)。

【参考】早生まれの者を含む「子ども」カウント追加イメージ(給与収入のみの場合)

年齢等 年収	学生世代(19歳～22歳)		<u>18歳早生まれ</u>		左記以外
	本人	本人以外	本人	本人以外	本人・本人以外
123万円以下 (扶養親族)	子ども	子ども	子ども	子ども	子ども
123万円超 160万円以下	子ども	子ども (申告必要)	子どもとみなす	子どもとみなす (申告必要)	対象外
160万円超	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外